

自動車リサイクル法に基づく2014年度再資源化等の実施状況

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)に基づき、トヨタ車体株式会社が、2014年度(2014年4月1日～2015年3月31日)に実施いたしましたシュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクルとフロン類の破棄の状況を公表します。

記

1、再資源化等契約を締結した年月日

2013年11月1日

2、対象車両

・2人乗りコムス「T-COM」

3、再資源化(リサイクル)の実施状況

2014年度(2014年4月1日～2015年3月31日)に引取ったシュレッダーダスト・エアバッグ類の回収実績、フロン類の破壊実績はありません。

4、収支の状況

2014年度に引取ったシュレッダーダスト・エアバッグ類の実績、フロン類の破壊実績が無いため、公益財団法人自動車リサイクル促進センターから払渡しを受けたリサイクル料金及びリサイクルに要した費用はありません。

トヨタ車体株式会社は自動車リサイクル法の規定に則り、自動車リサイクル法の指定法人 公益財団法人自動車リサイクル促進センターと再資源化等契約を締結し、シュレッダーダスト・エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊を行なっております。